



こども①でも通園制度



子育てに悩みや不安を抱えている方、毎日の育児に疲れている方、こどもにいつもとは違う経験をさせたい方は、ぜひご利用ください。



こども誰でも通園制度の3つのポイント

1

こども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていないこどもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育てで支援もおこないます。



2

どんなことができるの?

- 園の活動をこどもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。

3

「一時預かり(一時保育)」との違いって??

- 一時預かり(一時保育)には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。



利用できるお子さん

利用前に住民登録がある市区町村で利用申請を行い、認定を受ける必要があります。利用を希望する時点で白杵市に住民登録があり、現に居住しているお子さんは、下記を満たしていれば申請により利用できます。

- ①0歳6か月～満3歳(誕生日の前々日まで)
- ②現在保育所・認定こども園等に在籍していないこと。

※保護者の就労状況は問いません。※満3歳になると利用できなくなります。



利用可能時間

こども1人につき

月10時間まで



利用料金

1時間 200円

次の世帯に該当する場合は、利用料金の減免があります。

※利用施設からは、減免分を差し引いて保護者へ請求します。

- ・生活保護法による被保護世帯
- ・当該年度市町村民税が77,100円以下である世帯
- ・要保護及び要支援が必要な世帯

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。



利用の流れ



1 下記申込期限までに、
利用希望施設に直接お申込みください。

※施設ごとに利用に関しての詳細が異なります。
必ず事前にご確認のうえ、お申込みください。
※安全に保育をおこなうため、アレルギー等の聞きとりを行います。
※市役所では申込の受付していません。

2 利用日の決定

※各施設で、利用日等を決定します。
※希望する日に利用できない場合があります。

3 認定証の送付

※申込後、各月下旬に白杵市より利用料等を記載した認定証を送付します。

利用のイメージ

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

誰3時間

誰3時間

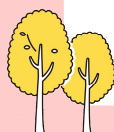
誰4時間

誰でも通園制度利用日
以外の日にも、一時預かり
(一時保育)の利用もでき
ます。



利用申し込み期限

前月 15日まで (15日が市役所閉庁日の場合、その前の開庁日まで)



対象施設

施設名	所在地	連絡先
海辺こども園	大浜526-2	0972-62-3464
うすきこども園	福良1775-5	0972-62-5663
白杵中央こども園	白杵616-1	0972-62-3629
かいぞえこども園	海添93	0972-63-0129
カトリック白杵幼稚園	白杵75-80	0972-62-3065
すみれこども園	友田12-1	0972-63-5991
白杵市立下南こども園	家野1496	0972-62-3630
アソカ幼稚園	江無田408-9	0972-63-0807

施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。
詳しくは白杵市ホームページをご確認ください。



白杵市ホームページ

ご利用にあたっての注意事項

・ひと月に複数の施設を利用することはできません。

・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。

・キャンセルする場合は事前に施設に連絡してください。

・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。

・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。

・その他、申込書記載の同意事項をご確認のうえ、利用してください。

お問合せ先 白杵市子ども子育て課(ちあばーと) 0972-72-1085